

市第7号議案 横浜市救急医療センター条例の一部改正について

1 改正理由

横浜市救急医療センター事業では、初期救急医療機関として夜間急病者の診療にあたる「夜間急病センター」を運営するとともに、24時間365日急な病気やケガの時に医療機関案内と救急電話相談を受け付ける「救急医療情報センター（#7119事業）」を行っています。

このうち、#7119事業については、**令和6年度中に神奈川県が実施主体となり、県内全域を対象として実施**することとしているため、「**横浜市救急医療センター条例**」を改正し、「#7119事業」部分を削除し、「夜間急病センター」部分のみとします。

2 改正の概要

横浜市救急医療センター条例における「救急医療情報センター」に係る部分の削除等を行います。

改正前		改正後（案）
（施設及び業務） 第2条 横浜市救急医療センターの施設及び業務は、次のとおりとする。		（業務及び施設） 第2条 横浜市救急医療センターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 夜間における急病者に対する応急的な診療 (2) その他市長が必要と認める業務 2 前項第1号に掲げる業務を行うため、横浜市救急医療センターに夜間急病センターを置く。 (表削除)
（新設）		
施設	業務	
夜間急病センター	夜間における急病者に対する応急的な診療	
救急医療情報センター	救急医療機関及び救急医療に関する情報の収集及び提供	

3 施行期日

規則で定める日（県における#7119の事業開始日を調整中であり、その事業開始日を踏まえて決定します。）

【参考】横浜市救急医療センター運営事業の現在の実施状況

1 指定管理者

一般社団法人 横浜市医師会（指定期間：平成27年4月1日～令和7年3月31日、10年間）

2 事業概要

(1) 夜間急病センター

初期救急医療機関として夜間急病者の診療にあたっています。

○診療科目：内科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科 ○診療日時：20時～24時

(2) 救急医療情報センター（#7119事業）

ア 医療機関案内

市内の医療機関における診療応需情報を収集し、当該情報を市民からの電話による照会に応じて提供しています。

イ 救急電話相談

全年齢を対象として、急な病気やけがのときに、看護師が症状に基づく緊急性や、受診の必要性についてアドバイスし、119番への転送や医療機関への受診勧奨を行っています。

3 次期指定管理者選定について

令和7年度～令和16年度（10年間）の指定期間における指定管理者選定を令和6年度中に行う予定です。